

お子様のかかれた病気は、学校保健安全法の規定により、出席停止の取り扱いとなります。
この期間は欠席になりませんから治療に専念してください。
病気が治ったら、受診時に医師から指定された出席停止期間を下記の登校（園）許可報告書に保護者の方が記入して、登校（園）時にご提出ください。感染症の種類や症状によっては、医師の診断により登校（園）許可を受ける必要がある場合もありますので、医師の指示に従ってください。

	感染症の種類	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ熱、痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1に限る）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） 新型コロナウイルス感染症 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	発症後（症状が出て）5日、かつ解熱後2日（幼稚園は3日）を経過するまで 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌剤による治療終了まで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで 感染のおそれなくなるまで
	＊ただし、症状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではない。	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで

登校（園）許可報告書

1. 病名 ()

2. 出席停止期間 (月 日 ~ 月 日)
(上記の疾患で学校、園を休んだ期間)

3. 受診した医療機関名 ()

4. お子様の健康面で、学校(園)に気をつけてほしいことがあれば記入してください。 ()